

消費者庁との打合せの概要（畳類公正競争規約関係）

日時：平成28年6月1日（水）14:00～17:00

場所：農林水産省生産局第1会議室

出席者：消費者庁表示対策課 平澤課長補佐、熊谷係長

畳類公正競争規約作成連絡会 増田副会長、浅井規約作成委員長、小杉委員、
米花委員

農林水産省地域対策官 田久保課長補佐、海野係長

概要：4/20に提出した規約・施行規則案等に関し、消費者庁からの質問に対して回答を行った。主な内容は以下のとおり。

○本規約の運用に関する消費者庁からの確認事項

◇消費者庁から

- ・規約が実効的に機能するには、より多くの畳製造販売業者（畳店）、畳表輸入業者、畳床製造業者及び流通業者の参加が必要ではないのか。

◇連絡会から

- ・畳店については、平成26年度の商業統計における事業者数に対して、80%以上が規約に参加することとなる。他の業者も各業界団体に所属しているため、規約参加率は高いと考える。整理のうえ改めて説明する。

◇消費者庁から

- ・会員が非会員から畳表や畳床を納入した際の規定が無い。この場合どのように取扱うのか。
- ・規約上会員が規約に反する行為を行った場合には、除名などの罰則規定が適用されることとなるが、この場合も適用されるということか。

◇連絡会から

- ・会員が非会員から畳類を仕入れた場合、仕入れた業者が表示に責任を負うこととなる。その場合、「熊本県産いぐさ」等の表示を行う場合は、仕入れた者が根拠資料を確認した上で表示しなければならない。また、非会員から仕入れた畳類を使用した畳には、公正マークを付けることはできない。
- ・罰則規定についてはまだ検討していない。

◇消費者庁から

- ・一般消費者に引き渡される新畳の約8割を施工する工務店等については、どの程度協力を得られる予定か。

◇連絡会から

- ・これまでにJBN、宅建協会、建築士会およびプレハブ協会等へ、畳の公正競争規約導入後は一般消費者へ畳に関する説明をして頂きたい旨、お願いに伺った。経緯や現在の状況は改めて説明する。

○畳類公正競争規約・施行規則案に関する消費者庁からの確認事項

規約・施行規則案の内容に関して消費者庁から指摘、質問があった。主な内容は以下のとおり。

*「誰」が「何」を行ったらいけないのか、罰則を的確に適用するためには、違反行為を規定する条文を明確に規定した方が分かりやすいのではないのか。

*畳類の事業者以外にも分かりやすいよう、事業者毎、工事毎にどのような規定があり、何を表示しなければならないのかが分かる一覧表を検討して欲しい。

*施行規則第10条の「製造工程管理責任者」は、どの様に位置づけられるのか。その必要性を端的に文書で示して欲しい。